

平成30年9月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
117	秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
118	秋田市農山村地域活性化センター条例を設定する件
119	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件
120	秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件
121	秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件
122	住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定める件
123	秋田市総合環境センター最終処分場排水処理施設大規模改修工事請負契約を締結する件
124	平成30年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件
125	平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件
126	平成30年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件
127	平成29年度秋田市水道事業会計決算認定の件
128	平成29年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
129	平成29年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件



議案第117号

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する件

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一  
部を次のように改正する。

平成30年 9 月 4 日 提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平  
成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活  
介護（）」を「指定特定施設入居者生活介護（）」に、「第237条に規定する  
外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「第216条第1項に  
規定する指定特定施設入居者生活介護」に、「又は外部サービス利用型指  
定介護予防特定施設入居者生活介護」を「、指定地域密着型特定施設入  
居者生活介護（秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運  
営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）第130条第1  
項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同  
じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第225条に規定  
する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第  
202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、  
同条第4項中「第2項」の次に「、第7項」を加え、同条第6項中「以外  
の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第7項ただし書中「外部サ  
ービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介

「介護予防特定施設入居者生活介護の事業」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、「（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）」を削り、「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第10項ただし書中「にあっては」を「又は指定特定施設入居者生活介護（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護もしくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては」に改め、同条第12項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

第22条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

## 附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（平成30年厚生労働省令第102号）等に伴い、サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。



議案第118号

秋田市農山村地域活性化センター条例を設定する件

秋田市農山村地域活性化センター条例を次のように設定する。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市農山村地域活性化センター条例

(設置)

第1条 本市の農山村の多様な地域資源を活用し、農業、自然、地域文化等に関する体験および学習を通じて市民の交流等を促進することにより、農山村地域の活性化を図るため、秋田市農山村地域活性化センター（以下「センター」という。）を秋田市上新城五十丁字小林190番地1に設置する。

(利用の許可)

第2条 別表に掲げるセンターの施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第3条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第13条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

(利用料金の収受)

第4条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第5条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第9条 利用者は、許可を受けた目的以外にセンターの施設を利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第10条 利用者は、センターの施設の利用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受

けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 センターを利用する者は、その利用を終えたとき、又は第8条の規定により利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 センターを利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターにおける農業、自然、地域文化等に関する体験および学習その他農山村地域の活性化に資する催しの企画および運営に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (4) センターの利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること。
- (5) センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条から第6条まで、第8条から第10条までおよび第16条の規定は、同年3月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

施設	利用料金	
	単位	金額
研修室 1	1 時間につき	136円
研修室 2		160円
研修室 3		201円
研修室 4		159円
多目的ホール		398円

備考

- 1 研修室 1、研修室 2、研修室 3 又は研修室 4 において冷暖房設備を利用する場合は、1 室 1 時間につき、冷房設備にあつては80円を、暖房設備にあつては90円を加算する。
- 2 多目的ホールにおいて照明設備を利用する場合は、1 時間につき100円を加算する。
- 3 利用時間が 1 時間に満たない場合は当該利用時間を 1 時間とし、利用時間に 1 時間に満たない端数がある場合は当該端数を 1 時間に切り上げる。
- 4 利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表（備考の 1 および備考の 2 を除く。）の規定に基づき算定した額の 2 倍に相当する額とする。

## 提案理由

農山村地域活性化センターを設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするものである。



議案第119号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中第47号を第49号とし、第35号から第46号までを2号ずつ繰り下げ、同表第34号中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同表第35号とし、同号の次に次のように加える。

(36) 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000円
---	-----------------------------------	----------

別表中第33号を第34号とし、第3号から第32号までを1号ずつ繰り下げ、同表第2号中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同号を同表第3号とし、同表第1号の次に次のように加える。

(2) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
--------------------------------------	-------------------------	---------

別表の備考中「第44号」を「第46号」に改める。

## 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 提案理由

建築基準法の一部改正（平成30年法律第67号）に伴い、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第120号

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校給食共同調理場設置条例（昭和58年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場の項中「秋田市立勝平小学校、勝平中学校共同調理場」を「秋田市立勝平小学校等共同調理場」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

勝平小学校、勝平中学校共同調理場において浜田小学校の給食を調理することに伴い、同共同調理場の名称を改めるため、改正しようとするものである。



## 議案第121号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成5年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条および第8条中「秋田市長の選挙における」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法の一部改正（平成29年法律第66号）に伴い、市議会議員の選

挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を定めるため、改正しようとするものである。

## 議案第122号

住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定める件

次のとおり本市の住居表示の実施区域および当該区域における住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出

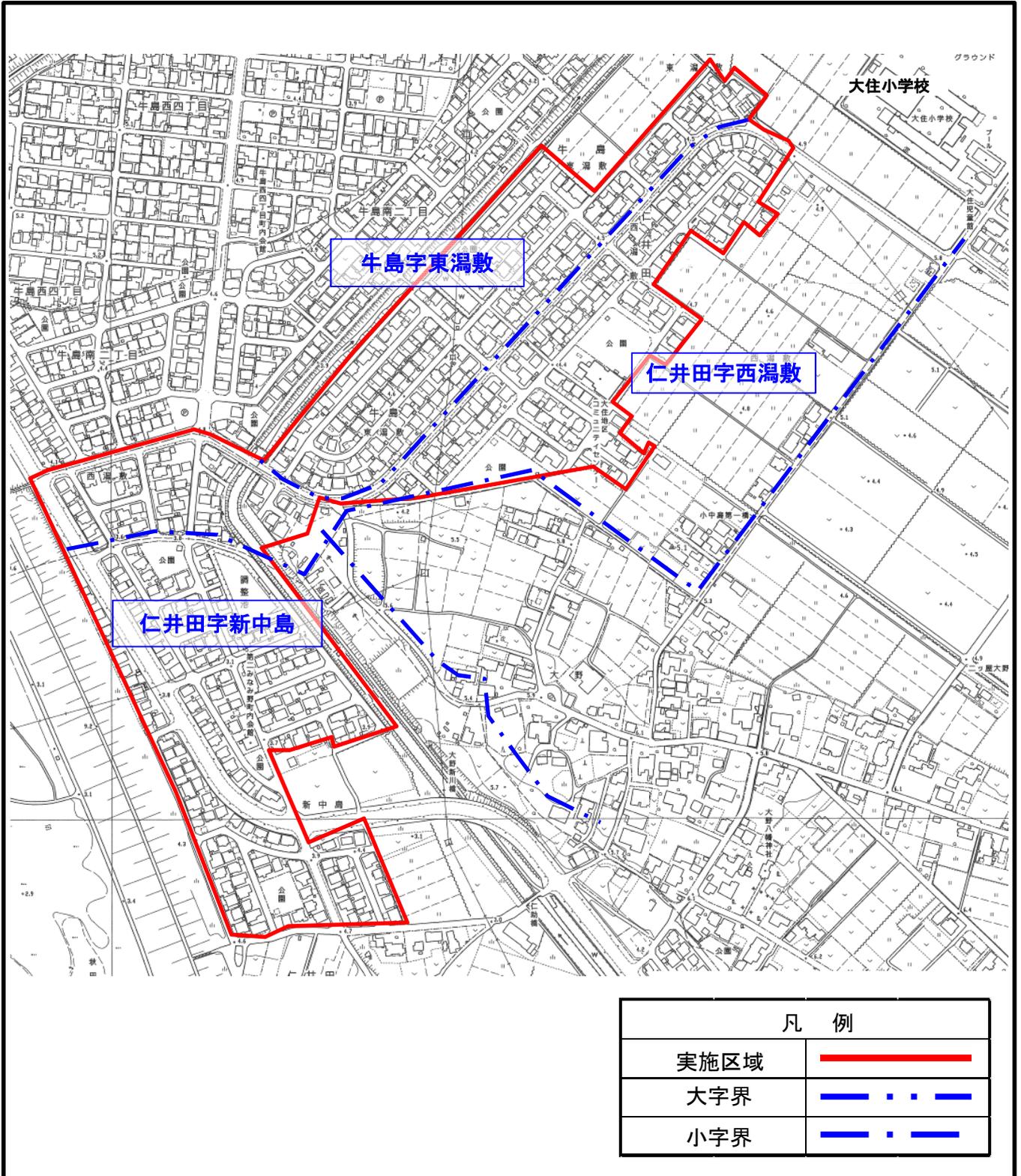
秋田市長 穂 積 志

- 1 実施区域 別図
- 2 住居表示の方法 街区方式

### 提案理由

牛島・仁井田地区の住居表示の実施区域およびその方法を定めるため、議会の議決を求めようとするものである。

# 別図



凡 例	
実施区域	
大字界	
小字界	

## 議案第123号

秋田市総合環境センター最終処分場排水処理施設大規模改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名   | 秋田市総合環境センター最終処分場排水処理施設大規模改修工事  |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内   |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札   |
| 4 | 契 約 金 額 | 604,800,000円   |
| 5 | 契約の相手方  | 水 i n g ・能登谷建設工事共同企業体<br>代表者 宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目5番30号<br>水 i n g 株式会社東北支店<br>支店長 須賀田 健 |

### 提案理由

秋田市総合環境センター最終処分場排水処理施設大規模改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第124号

平成30年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ463,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,142,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	20,441,070	18,849	20,459,919
	1 国庫負担金	17,185,690	10,005	17,195,695
	2 国庫補助金	3,180,262	553	3,180,815
	3 委託金	75,118	8,291	83,409
16	県支出金	8,517,207	38,315	8,555,522
	2 県補助金	2,557,089	38,315	2,595,404
19	繰入金	4,263,509	145,000	4,408,509
	2 基金繰入金	4,018,727	145,000	4,163,727
20	繰越金	833,428	105,011	938,439
	1 繰越金	833,428	105,011	938,439
22	市債	10,275,700	156,500	10,432,200
	1 市債	10,275,700	156,500	10,432,200
	歳入合計	128,679,259	463,675	129,142,934

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	14,843,679	5,936	14,849,615
	1 総務管理費	12,933,476	5,383	12,938,859
	3 戸籍住民基本台帳費	608,273	553	608,826
3	民生費	48,965,376	8,291	48,973,667
	4 国民年金費	40,383	8,291	48,674
4	衛生費	9,426,595	145,000	9,571,595
	3 清掃費	4,568,616	145,000	4,713,616
6	農林水産業費	2,731,107	17,752	2,748,859
	1 農業費	2,014,259	6,620	2,020,879
	3 林業費	222,378	11,132	233,510
7	商工費	8,728,040	1,296	8,729,336
	1 商工費	8,728,040	1,296	8,729,336
8	土木費	14,075,558	52,900	14,128,458
	5 都市計画費	3,638,433	52,900	3,691,333
11	災害復旧費	667,938	232,500	900,438
	1 農林水産施設災害復旧費	240,062	107,500	347,562
	2 公共土木施設災害復旧費	427,874	125,000	552,874
	歳 出 合 計	128,679,259	463,675	129,142,934

## 第2表 継続費補正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	県・市連携文化施設整備事業	2,474,676	平成29年度	44,154	11,454,240	平成29年度	44,154
				平成30年度	1,236,693		平成30年度	1,236,693
				平成31年度	44,179		平成31年度	2,625,162
				平成32年度	1,149,650		平成32年度	3,780,639
							平成33年度	3,767,592
8 土木費	5 都市計画費	泉・外旭川新駅(仮称)等整備事業	123,149	平成29年度	3,300	353,149	平成29年度	3,300
				平成30年度	119,849		平成30年度	169,849
							平成31年度	160,000
							平成32年度	15,000
							平成33年度	5,000

## 第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
子ども・子育て支援システム更新経費	平成30年度～平成31年度	59,120
子ども広場運営事業	平成30年度～平成32年度	34,001
小学校共同調理場調理業務委託経費 (平成30年度設定)	平成30年度～平成31年度	65,572
学校給食用食缶類運搬業務委託経費	平成30年度～平成31年度	3,150
中学校共同調理場調理業務委託経費	平成30年度～平成31年度	35,071

## 第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
農林水産施設 災害復旧費	43,700	41,600	85,300			
公共土木施設 災害復旧費	80,700	114,900	195,600			
計	10,275,700	156,500	10,432,200			

議案第125号

平成30年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

平成30年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,427千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	71,255	11,427	82,682
	1 使用料	50,524	11,427	61,951
	歳入合計	131,402	11,427	142,829

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 60,100	千円 11,427	千円 71,527
	1 事業費	60,100	11,427	71,527
歳 出 合 計		131,402	11,427	142,829



議案第126号

平成30年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

平成30年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 0	千円 145,000	千円 145,000
	1 一般会計繰入金	0	145,000	145,000
歳入合計		261,087	145,000	406,087

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	27,398	145,000	172,398
	1 総務管理費	27,398	145,000	172,398
	歳 出 合 計	261,087	145,000	406,087

## 第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	発電機交換修繕経費	145,000

一 般 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書





# 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	14,843,679	5,936	14,849,615
3 民生費	48,965,376	8,291	48,973,667
4 衛生費	9,426,595	145,000	9,571,595
6 農林水産業費	2,731,107	17,752	2,748,859
7 商工費	8,728,040	1,296	8,729,336
8 土木費	14,075,558	52,900	14,128,458
11 災害復旧費	667,938	232,500	900,438
歳 出 合 計	128,679,259	463,675	129,142,934



## 2 歳 入

### 1 5 款 国庫支出金

#### 1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
4 災害復旧費国庫負担金	千円 179,805	千円 10,005	千円 189,810	1 公共土木施設 災害復旧費負 担金	千円 10,005
計	17,185,690	10,005	17,195,695		

### 1 5 款 国庫支出金

#### 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	419,845	553	420,398	1 総務管理費補 助金	553
計	3,180,262	553	3,180,815		

### 1 5 款 国庫支出金

#### 3 項 委託金

2 民生費委託金	58,921	8,291	67,212	4 国民年金費委 託金	8,291
計	75,118	8,291	83,409		

### 1 6 款 県支出金

#### 2 項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	485,126	12,870	497,996	1 農業費補助金	6,470
				2 林業費補助金	6,400
9 災害復旧費県補助金	39,999	25,445	65,444	1 農林水産施設 災害復旧費補 助金	25,445
計	2,557,089	38,315	2,595,404		

説	明	
01 公共土木施設災害復旧費負担金	(建設総)	千円 10,005

59 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	(市 民)	553
-------------------------	-------	-----

01 国民年金事務委託金	(国保年)	8,291
--------------	-------	-------

11 農業夢プラン応援事業費補助金	(産業企)	6,470
20 県単局所防災事業費補助金	(産業企)	6,400
01 農地農業用施設災害復旧費補助金	(産業企)	11,700
02 林業施設災害復旧費補助金	(産業企)	13,745

15款 国庫支出金 16款 県支出金

19款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
8 一般廃棄物処理施設整備基金 繰入金	千円 206,000	千円 145,000	千円 351,000	1 一般廃棄物処 理施設整備基 金繰入金	千円 145,000
計	4,018,727	145,000	4,163,727		

20款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	833,428	105,011	938,439	1 前年度繰越金	105,011
計	833,428	105,011	938,439		

22款 市債

1項 市債

7 災害復旧債	184,500	156,500	341,000	2 農林水産施設 災害復旧債	41,600
				3 公共土木施設 災害復旧債	114,900
計	10,275,700	156,500	10,432,200		

説	明	
01 一般廃棄物処理施設整備基金繰入金	(環境総)	千円 145,000

01 前年度繰越金	(財 政)	105,011
-----------	-------	---------

01 農地農業用施設災害復旧債	(財 政)	15,300
02 林業施設災害復旧債	(財 政)	26,300
01 土木施設災害復旧債	(財 政)	114,900

19款 繰入金 20款 繰越金 22款 市債

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 8,834,567	千円 5,383	千円 8,839,950	千円	千円	千円	千円 5,383
計	12,933,476	5,383	12,938,859	0	0	0	5,383

#### 2 款 総務費

##### 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	591,202	553	591,755	553			
計	608,273	553	608,826	553	0	0	0

#### 3 款 民生費

##### 4 項 国民年金費

1 国民年金事務費	40,383	8,291	48,674	8,291			
計	40,383	8,291	48,674	8,291	0	0	0

#### 4 款 衛生費

##### 3 項 清掃費

5 廃棄物発電費	0	145,000	145,000			145,000	
計	4,568,616	145,000	4,713,616	0	0	145,000	0

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委託料	千円	【総務部関係】 電子入札物品契約管理システム改修経費	千円
	5,383		5,383

13 委託料	553	【市民生活部関係】 戸籍システム運用事業	553
			553

13 委託料	8,291	【市民生活部関係】 国民年金オンラインシステム改修経費	8,291
			8,291

28 繰出金	145,000	【環境部関係】 廃棄物発電会計繰出金	145,000
			145,000

2 款 総務費    3 款 民生費    4 款 衛生費

6款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
3 農業振興費	千円 985,108	千円 5,670	千円 990,778	千円 5,670	千円	千円	千円
4 畜産業費	10,498	950	11,448	800			150
計	2,014,259	6,620	2,020,879	6,470	0	0	150

6款 農林水産業費

3項 林業費

2 林業振興費	74,713	11,132	85,845	6,400			4,732
計	222,378	11,132	233,510	6,400	0	0	4,732

7款 商工費

1項 商工費

5 観光費	464,914	1,296	466,210				1,296
計	8,728,040	1,296	8,729,336	0	0	0	1,296

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,301,861	50,000	1,351,861				50,000
-----------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金、補助 及び交付金	千円 5,670	【産業振興部関係】 新規就農支援事業	千円 5,670 5,670
19 負担金、補助 及び交付金	950	【産業振興部関係】 乳和牛増産支援対策事業	950 950

1 報酬	2,132	【産業振興部関係】 県単局所防災事業	11,132 9,000
13 委託料	1,000	有害鳥獣駆除捕獲対策事業	2,132
15 工事請負費	8,000		

19 負担金、補助 及び交付金	1,296	【観光文化スポーツ部関係】 放送コンテンツ海外展開強化事業費負担金	1,296 1,296

19 負担金、補助 及び交付金	50,000	【都市整備部関係】 泉・外旭川新駅（仮称）等整備事業	50,000 50,000
--------------------	--------	-------------------------------	------------------

6 款 農林水産業費      7 款 商工費      8 款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5 公園整備事業費	千円 247,547	千円 2,900	千円 250,447	千円	千円	千円	千円 2,900
計	3,638,433	52,900	3,691,333	0	0	0	52,900

11款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

1 農地農業用施設災害復旧費	147,695	58,000	205,695	11,700	15,300		31,000
2 林業施設災害復旧費	92,367	49,500	141,867	13,745	26,300		9,455
計	240,062	107,500	347,562	25,445	41,600	0	40,455

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 土木施設災害復旧費	427,874	125,000	552,874	10,005	114,900		95
計	427,874	125,000	552,874	10,005	114,900	0	95

節		説 明	
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円	【観光文化スポーツ部関係】 大森山公園整備事業	千円
	2,900		2,900 2,900

15 工事請負費	58,000	【産業振興部関係】 農地農業用施設災害復旧事業	58,000
			58,000
15 工事請負費	49,500	【産業振興部関係】 林業施設災害復旧事業	49,500
			49,500

15 工事請負費	125,000	【建設部関係】 公共土木施設災害復旧事業	125,000
			125,000

8 款 土木費 1 1 款 災害復旧費

継続費についての前前年度末までの支出  
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

款	項	事業名	全 体 計 画				
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳		
					特 定 財 源		
					国県支出金	市 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	県・市連携文化施設 整備事業	29	44,154		38,600	
			30	1,236,693	270,870	276,300	576,812
			31	2,625,162	642,318	1,759,500	
			32	3,780,639	808,343	2,051,200	661,050
			33	3,767,592	952,729	2,526,400	
			計	11,454,240	2,674,260	6,652,000	1,237,862
			8 土木費	5 都市計画費	泉・外旭川新駅 (仮称)等整備事業	29	3,300
			30	169,849	31,301	12,400	
			31	160,000			
			32	15,000			
			33	5,000			
			計	353,149	31,301	12,400	

額、前年度末までの支出額又は支出額  
並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位：千円、%)

	前前年度末	前年度末	当該年度	当該年度末	翌年度以降	継続費の総額
一般財源	までの支出額	までの支出 (見込)額	支出予定額	までの支出 予定額	支出予定額	に対する 進捗率
5,554		41,218		41,218		0.4
112,711			1,239,629	1,239,629		10.8
223,344					2,625,162	
260,046					3,780,639	
288,463					3,767,592	
890,118		41,218	1,239,629	1,280,847	10,173,393	11.2
3,300		1,209		1,209		0.3
126,148			171,940	171,940		48.7
160,000					160,000	
15,000					15,000	
5,000					5,000	
309,448		1,209	171,940	173,149	180,000	49.0

債務負担行為で翌年度以降にわたる  
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額
子ども・子育て支援システム更新経費	59,120
子ども広場運営事業	34,001
小学校共同調理場調理業務委託経費 (平成30年度設定)	65,572
学校給食用食缶類運搬業務委託経費	3,150
中学校共同調理場調理業務委託経費	35,071

ものについての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期間	金額	国県支出金	市債	その他	
平成30年度 ～ 平成31年度	59,120				59,120
平成30年度 ～ 平成32年度	34,001	15,132		3,224	15,645
平成30年度 ～ 平成31年度	65,572				65,572
平成30年度 ～ 平成31年度	3,150				3,150
平成30年度 ～ 平成31年度	35,071				35,071

市債の前前年度末における  
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	79,122,115	4,258,800		4,258,800
(1) 土 木	33,751,001	2,509,400		2,509,400
(2) 農 林 水 産	1,008,088	119,400		119,400
(3) 教 育	10,527,886	283,700		283,700
(4) 公 営 住 宅	3,019,930	67,600		67,600
(5) 保 健 衛 生	6,047,627	300,700		300,700
(6) 消 防	3,832,718	345,000		345,000
(7) 民 生	583,168			
(8) 商 工	4,041			
(9) 過 疎 債	521,835			
(10) そ の 他	19,825,821	633,000		633,000
2 災 害 復 旧 債	464,728	184,500	156,500	341,000
(1) 土 木	289,116	80,700	114,900	195,600
(2) 農 林 水 産	137,257	43,700	41,600	85,300
(3) 教 育	10,946			
(4) 公 営 住 宅	1,509			
(5) 保 健 衛 生	25,900	60,100		60,100
3 そ の 他	59,160,256	5,832,400		5,832,400
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	1,372,516			
(2) 減収補てん債				
(3) 減税補てん債	1,559,350			
(4) 臨時税収補てん債				
(5) 臨時財政対策債	56,228,390	5,832,400		5,832,400
合 計	138,747,099	10,275,700	156,500	10,432,200

現在高並びに前年度末及  
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
8,731,989		8,731,989	74,648,926
3,624,776		3,624,776	32,635,625
96,975		96,975	1,030,513
1,169,160		1,169,160	9,642,426
219,525		219,525	2,868,005
851,187		851,187	5,497,140
518,406		518,406	3,659,312
91,630		91,630	491,538
1,351		1,351	2,690
116,291		116,291	405,544
2,042,688		2,042,688	18,416,133
10,980		10,980	794,748
5,991		5,991	478,725
4,403		4,403	218,154
287		287	10,659
299		299	1,210
			86,000
4,143,339		4,143,339	60,849,317
108,260		108,260	1,264,256
395,533		395,533	1,163,817
3,639,546		3,639,546	58,421,244
12,886,308		12,886,308	136,292,991

## 歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額      463,675 千円  
 上記のうち特定財源      358,664  
 差 引 一 般 財 源      105,011

### こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
20 繰 越 金	105,011	1 繰 越 金	105,011
計	105,011		

市 営 墓 地 会 計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	千円 71,255	千円 11,427	千円 82,682
歳入合計	131,402	11,427	142,829



歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	千円 60,100	千円 11,427	千円 71,527
歳 出 合 計	131,402	11,427	142,829

補正額の財源内訳			
特 定	財	源	一般会計繰入金
国県支出金	市	その他	
千円	千円	千円	千円
		11,427	
0	0	11,427	0

## 2 歳 入

### 1 款 使用料及び手数料

#### 1 項 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 墓地使用料	千円 50,524	千円 11,427	千円 61,951	1 墓地使用料	千円 11,427
計	50,524	11,427	61,951		

	説 明	
07 合葬墓使用料	(生活総)	千円 11,427

### 3 歳 出

#### 2 款 事業費

#### 1 項 事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 合葬式墓地 整備事業費	千円 0	千円 11,427	千円 11,427	千円	千円	千円 11,427	千円
計	60,100	11,427	71,527	0	0	11,427	0

節		説	明
区 分	金 額		
15 工事請負費	千円	【市民生活部関係】	千円
	11,427		11,427
		合葬式墓地整備事業	11,427



廃棄物発電会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	千円 0	千円 145,000	千円 145,000
歳入合計	261,087	145,000	406,087



歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 27,398	千円 145,000	千円 172,398
歳 出 合 計	261,087	145,000	406,087



## 2 歳 入

### 3 款 繰入金

#### 1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 0	千円 145,000	千円 145,000	1 一般会計繰入 金	千円 145,000
計	0	145,000	145,000		

	説 明	
01 一般会計繰入金	(環境総)	千円 145,000

### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

#### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 27,398	千円 145,000	千円 172,398	千円	千円	千円	千円 145,000
計	27,398	145,000	172,398	0	0	0	145,000

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 145,000	【環境部関係】 発電機交換修繕経費	千円 145,000 145,000



議案第127号

平成29年度秋田市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志



議案第128号

平成29年度秋田市下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成29年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志



議案第129号

平成29年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、  
平成29年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認定に付する。

平成30年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志